

<新規入園>提出チェックリスト（1次・2次）

<必須書類等>

提出書類				
必須	☐	1 支給認定申請書・現況届兼保育施設等利用申込書	1号認定	2・3号認定
必須	☐	2 申請者（納入義務者）1名の個人番号及び本人確認書類の写し 以下の2つのうち、いずれか1つ ・個人番号カード（マイナンバーカード）の両面の写し ・個人番号が記載された住民票及び本人確認書類の写し		
必須	☐	3 家庭状況確認シート		
必須	☐	4 面談表（発育の調べ）		
2・3号認定のみ	☐	5 保育の必要性を証明する書類		

<保育の必要性（要件）を証明する書類>

要件		証明する書類	
①就労	☐	会社等（法人化している事業所）の被雇用者 就労証明書（様式①）	自営業主、会社経営者、農業経営者、自営業・農業等の家族従事者 就労証明書（様式①）及び 下記の添付書類※1
②妊娠・出産	☐	母子健康手帳の写し （氏名及び分娩予定日（出産日）がわかること）	
③疾病	☐	診断書（様式②）及び 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの写し	
④障がい	☐	診断書（様式②）及び 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの写し	
⑤介護・看護 （同居親族）	☐	介護・看護申告書（様式③）及び 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳、介護保険被保険者証（要介護3～5）のいずれかの写し	
⑥求職	☐	求職に関する申立書（様式④）	
⑦就学	☐	学生証または在学証明書 就学時間やカリキュラムがわかるものの写し（専修学校、職業訓練校の場合）	

※1 自営業主、会社経営者、農業経営者、自営業・農業等の家族従事者		
☐	右記の本人名義の最新の書類（写し）いずれか1点 （ただし、Ⅰが提出できない場合のみⅡの提出とする。）	Ⅰ 令和8年度（令和7年）の確定申告書（第1・2表） Ⅱ 直近3か月の事業実績がわかる書類※2

※2 農業等の場合：出荷伝票、売上台帳、資材の購入領収書等
一般自営業の場合：請求書と入金が確認できる通帳等、店舗の営業実態
がわかる写真やホームページ
家族従事者の場合：就労の対価としての収入が確認できる通帳等

<該当時に必要な書類>

	該 当 事 項	必 要 書 類
該当者のみ	☐ （4月～8月に入園の場合）令和8年1月1日時点で安曇野市に住民登録がなかった方	令和8年度所得・課税・扶養証明書（保護者（父・母）とも1部ずつ） 市区町村によって名称が異なります。所得がわかる書類を提出してください。
	☐ きょうだい同時の申込または在園児にきょうだいがいる場合	きょうだい申込希望調査票（様式⑤）
	☐ ひとり親世帯（離婚成立または未婚、死別）の場合	令和9年度 ひとり親世帯調査書（様式⑥）及び 保護者と入園希望のお子さんの健康保険の資格情報が分かるもの（マイナポータルの資格情報画面、資格情報のお知らせ、資格確認書）の写しのいずれか
	☐ 離婚調停・訴訟中であり、相手方保護者と別居・別生計である場合	令和9年度 世帯調査書（様式⑦）及び調停証明書等の写し
	☐ 同一世帯に障がい児または障がい者がいる場合	障害者手帳のコピー
	☐ 第7希望以降の希望園がある場合	第7希望以降希望園追加届（様式⑧）
	☐ 明科北認定こども園を希望する1号認定のお子さん	明科北認定こども園1号認定の希望調査票（様式⑨）

「就労」要件に関する注意事項
就労の対価としての賃金・報酬が発生していない場合は、就労要件として申込できません。 例：自営業の父（夫）の仕事を手伝っているが、給料を受け取っていない場合。 例：祖父の農業を手伝っているが、給料を受け取っていない場合。 会社等（法人化している事業所）の被雇用者以外の方で、 申請時に上記Ⅰ（またはⅡ）の書類が提出できない場合は、就労要件として申込できません。 例：4月から自営業主として就労を開始（開業）する予定の方。 例：4月から自営業の父（夫）の仕事を手伝って給料を受け取る予定の方。

3～5歳児（年少～年長）クラス
→1号認定 または 他の要件 への切替が必要です。
0～2歳児クラス
→他の要件への切替が必要です。または退園となる場合があります。

ひとり親家庭 または 3歳児（年少クラス）以上 の場合を除き、求職要件として申込する場合は、
1次募集の利用調整対象ではありません。
→2次募集での利用調整対象となり、結果は3月上旬に送付します。

